令和6年度

犬山市水道水質検査計画書

犬山市都市整備部水道課

令和6年度水道水質検査計画書

令和6年3月(令和6年7月変更) 水道事業体等名:大山市水道事業

当水道事業では、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。

平成16年度から、水道法水質基準が改正されたことにより、水道法施行規則が改正され、水道事業者が実施しようとする水質検査の計画書をあらかじめ作成し、需要者に情報提供(公表)することが定められました。

ました。
当水道事業の水質給杏計画の内容は次のとおりです。

当水道事業の水	〈質検査計画の内容は、〉	欠のとおりです。			
	浄水場(配水場)系統水	10 系統			
水質管理面から	使用水源	表流水(1箇所)、深井戸水(10井)、愛知県用水供給事業からの浄水			
	主な浄水処理	表流水を凝集、沈殿、ろ過、井戸水を消毒して給水。-	一部系統は、バッキ処理		
見た水道の概要	自己検査の状況	水道法水質基準項目は、自己検査はできない	0		
	水質管理担当職員数	水質管理専門職員はいなく、施設管理受託職	員が水質管理		
		を含めて担当。(職員数5名)			
水質管理上	● 3本の使用井戸は	以前トリクロロエチレンが水道法水質基準を超えて検	出された		
の留意事項	ため、バッキ処理を行	がい、低減化のうえ、給水している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		Hが低いため、苛性ソーダを注入している。			
		は給するため、水道法施行規則の規定に従った回	回数の水質検		
		省略が可能な項目についても、原則、3年に1回に			
		【水道法施行規則の規定】			
	回数				
水質検査	1箇月に1回以上	9項目			
		低減不可	12項目		
		基準値の2/10以下 1年に1回に低減化	== >\\\\\		
	3箇月に1回以上	基準値の1/10以下 3年に1回に低減化	28項目		
基本方針		基準値の5/10以下 水源状況等により省略可	/		
T. 1 /3 21	1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可能。	2項目		
		水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法	7 11 1		
		質検査を行う。受水浄水については、受水地点て			
	が検査を行うため、実施し				
毎日検査の実施	12 7	D残留効果に関する検査を浄水場系統毎に、毎	日、1回行う。		
77 11 150 222 1 5 47/2		祭日を含めて、㈱ウォーターエージェンシーに委託して			
臨時の水質検査		れる水が水質基準に適合しないおそれがある場			
の実施	の水質検査を実施				
	I	ア.毎月検査項目(9項目)<必ず実施>			
		イ.その他必要とする項目			
水質基準項目検		系る検査は、厚生労働大臣指定の検査機関に委	託して行う。		
查		道事業職員が立ち会い、検査機関職員が採水し			
	_	きで搬送し、検査を行う。			
検査結果の公表		及び毎日検査の記録は、水道事務所で整理保管	でし、需要者から		
		っつでも供覧できるようにしていること。	(1111/2)		
	-	食査結果については、水質基準に適合していた	場合は、その旨、		
	1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ていなかった場合は、その結果及び講じた措置	<i>~</i>		
	1	により、広く需要者に水質検査結果に係る情報			
		ド項目の検査については、水系毎の個別表によ			
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	こついては、原水計画書による。	- 90		
その他	一 ////////////////////////////////////	-101, W141-H1 H H1-01-00			
- , _					
	!				

水道事業等名 | 犬山市水道事業 (No.)

(令和6年度)水道水質検査年次計画表・総括表

*1 番号	浄水場 (送配水場)	系統内現 在給水人	毎日検査		基準項目検査地点(水道水) (原水) 備		備考				
	系統名	口(千人)	地点数	番号	区	分	名 称	所 在 地	**水源数	地点数	
1	白山浄水場	約13.8	1		毎月・	全項目	流公園	犬山市上坂町5丁目176		1 1	
2	城東浄水場	約3.3	1		毎月・	全項目	犬山市城東第二子ども未来園	犬山市大字前原字南中根1		3 3	
3	今井配水池	約0.6	1		毎月・	全項目	旧今井浄水場	犬山市今井七丁目141	1 (0	
4	前原配水池	約4.9	1		毎月・	全項目	犬山市池野出張所	犬山市字杁下33-18	1 (0	
5	緑ヶ丘配水池	約0.2	1		毎月・	全項目	緑ヶ丘南公園	犬山市大字羽黒字堂ケ洞18-66	1(0	
6	羽黒浄水場	約11.2	1			全項目	犬山市羽黒北子ども未来園	犬山市大字羽黒字向浦55-8		2 2	
	楽田浄水場	約6.1	1		$\overline{}$			犬山市字下沼1-9		3 3	
8	楽田東部浄水場	約0.42	1		\sim	全項目	惣作ちびっこ広場	犬山市字惣作58番地42		1 1	
9	犬山配水場	約26.4	1		毎月・	全項目	青塚新町町内集積場	犬山市青塚新町50	1(0	
10	四季の丘配水池	約4.9	1		\succeq		犬山市第一加圧所内蛇口	犬山市大字塔野地字田口洞21-10	1 (0	
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・						
					毎月・	全項目					
検	查地点数合計		10							10	

^{*1} 様式2-(6)の番号と整合をとる。

^{*2} 総水源数とともに、浄水受水の水源数を()内に再掲で記入する。

浄7	水場系統名	白山浄水場					
	原種別	表流水					
		凝集、沈殿、ろ過、塩素消毒					
	水人口	約13, 800人					
水質	質管理上の						
留意	意事項						
	水 毎日 検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域の箇所として確認を行う。				
	基準 項目 検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域は、浄水場からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
		水質基準に関する省令に定め					
	回数	項目	検査回数の設定理由				
検査回	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年1回	フッ素及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定 に基づき検査回数を低減し、年1回の検査と する。				
		カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、デトラクロロエチレン、ドリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で年1回確認が行われることになる。				
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、 2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。				
	その他						

浄7	水場系統名	城東浄水場					
	原種別	深井戸水(3井)					
	水処理方法						
	水人口	約3,300人					
	質管理上0		E入に留意する必要があること。				
	意事項	2 原水から大腸菌群を検出したことがあり					
" "	m 7- /	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検					
採	水	大山市大字前原字南中根1					
	武 毎日	上山古松古笠ニス以土立	南側最末端地域の箇所として確認を行う。				
	検査	園	117 M32K21 W IIIV E 97 2 EI/2/ C 0 C I III E E C 11 20				
	基準	大山市大字前原字南中根1	南側最末端地域は、浄水場からの最も遠い				
	項目	大山市城東第二子ども未来	地域であり、濃度が上昇する項目について、				
	検査		真の値として評価できる地点のため。				
	快且	水質基準に関する省令に定る	-				
	回 数	項 目	検査回数の設定理由				
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以				
検)1 T [=]	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、	上、検査することが義務付けられていること。				
査		PH值、味、臭気、色度、濁度	工(权益) 3000% 契約(11) 540 (1 3000)				
回数	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、	 水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以				
低	+415	塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、	上、検査することが義務付けられていること。				
減		クロロホルム、ジクロロ酢酸、	なお、項目は、消毒により、生成する可能性が				
不		ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、	ある項目であること。				
一一		トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、	NO XII (WOCC)				
1		ブロモホルム、ホルムアルデヒド					
\vdash	E: 4 🖬	水粉轮炉丰工水平水粉轮炉丰	甘淮はの9/10た批シフはた松川 マシか 匠				
	年4回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の2/10を越える値を検出しており、原 則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査す				
			切 天 旭 回 数 (
	左1日	カルンウル ラガランウル体(西南)					
	年1回	カルシウム・マグネシウム等(硬度)、 蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定 に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査と				
		然光·残苗物	に基づる、				
	0.50	1 1.185.1.) [[[[]]]] . [[]]	1 -				
	3年に1回		基準値の1/10以下の値であり、規則の規定				
		ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素	に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検				
		及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、 1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレ	査とする。 前回は令和5年度に検査を行っているため、				
		ン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、	次回は令和8年度に検査予定である。				
		ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、	なお、原水検査を年1回行うこととしており、				
		トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、	原水検査で年1回確認が行われることになる。				
		アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガ					
		×,					
		陰イオン界面活性剤、フェノール類、					
		非イオン界面活性剤					
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検				
		2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	査とする。				
	7011.						
	その他						
Ш							

		1						
			今井配水池					
	水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水					
浄水処理方法			塩素消毒					
給水人口			約600人					
水質		里上の						
	急事項							
" "	20 40 2							
採箇	所	毎日 検査 基準	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域の箇所として確認を行う。				
		左 項目 検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
			水質基準に関する省令に定め	る項目の検査回数				
	口	数	項目	検査回数の設定理由				
検査回		1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可		4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	3年(2:1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、 ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 フッ素及びその化合物、ホウ素、 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、 アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)、 蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、 フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は、令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。				
	年	3回						
	その	他	ジェオスミン、2ーメチルイソボルネオール	は省略する。				

海	小坦	灭	前原配水池					
水源種別			愛知県用水供給事業からの浄水					
浄水処理方法								
			約4,900人					
1		理上の						
留:	意事	項						
	水所	毎日 検査	犬山市字杁下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域の箇所として確認を行う。				
		基準 項目 検査	犬山市字杁下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
			水質基準に関する省令に定め	る項目の検査回数				
		引数	項目	検査回数の設定理由				
検査回	月	1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年	F4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年	F1回	アルミニウム及びその化合物、 蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。				
			カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、 六価クロム、亜硝酸態窒素、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 フッ素及びその化合物、ホウ素、 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 ドリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、 鉄、銅、ナトリウム、マンガン、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)、 陰イオン界面活性剤、 フェノール類、 非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。				
	4	F3回						
	その	D他	ジェオスミン、2ーメチルイソボルネオール	i は省略する。 				

海ュ	小 相 ②	练夕	緑ケ丘配水池					
水源種別			愛知県用水供給事業からの浄水					
	浄水処理方法							
			塩素作 毋 約200人					
			ポリ ムUU / \					
	資管理							
留意	意事項	Ę						
,lees	1. 1							
採		毎日	犬山市大字羽黒字堂ケ洞18-66	元四月七世山は今の炊ずし、一つ中部さんご				
笛	所 🥫	検査	緑ケ丘南公園	西側最末端地域の箇所として確認を行う。				
	L	H+ N/44-						
		基準	犬山市大字羽黒字堂ケ洞18-66	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い				
		項目	緑ケ丘南公園	地域であり、濃度が上昇する項目について、				
	7	検査		真の値として評価できる地点のため。				
<u> </u>		No.	水質基準に関する省令に定め					
		数	項目	検査回数の設定理由				
検	月1	1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以				
査			有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、	上、検査することが義務付けられていること。				
回			PH値、味、臭気、色度、濁度					
数	年4	1回	シアン化物イオン及び塩化シアン、	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以				
低			塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、	上、検査することが義務付けられていること。				
減			クロロホルム、ジクロロ酢酸、	なお、項目は、消毒により、生成する可能性が				
不			ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、	ある項目であること。				
可			トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、					
			ブロモホルム、ホルムアルデヒド					
\Box	年1	1 回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定				
	, -		2 7 MOCO C 2 IBB 10 MOEO C III	に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査と				
				する。				
	3年に	7.1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定				
	0 TN	- I I	ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、	に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検				
			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、	査とする。				
			ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、	前回は、令和4年度に検査を行っているた				
			シス-1,2-ジクロロエチレン及び	め、次回は令和7年度に検査予定である。				
			トランス-1,2-ジクロロエチレン、					
			ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、					
			トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、					
			アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、					
			マンガン、					
			カルシウム・マグネシウム等(硬度)、					
			陰イオン界面活性剤、					
			フェノール類、					
			非イオン界面活性剤					
	年3	3미						
	ا ۔و	<i>-</i> —						
\vdash			ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	 け劣敗する				
	その	也	フェススペン、Δープナ/レイナホ/レイオ ー /レ 	7ヶ百 〒7 〜 〜				
	- '	_						

海,	水場	系統名	羽黒浄水場					
	原種		深井戸水(3井)					
			塩素消毒					
			約11, 200人					
	給水人口 水質管理上の			むため、浄水中のトリクロロエチレン濃度と				
	京事		原水水質中の挙動把握を経時的に行					
EE /	ᆳᆍ	TA TA	2 原水から大腸菌群を検出したことがあり					
			指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検え					
採	→ l/2		相宗图(八肠图、燃风压力池图)炒使	直を打つていて必要があること。 				
	所	毎日 検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域の箇所として確認を行う				
		基項資	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
		八五	水質基準に関する省令に定め					
	F	」 数	項目	検査回数の設定理由				
44		1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以				
検査回	,	, 1	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年	三4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年	三4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原 則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査す る。				
	白	F2回	トリクロロエチレン	浄水からは検出されていないが、浄水中の 濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握す るため、頻度を上げ、年2回の検査とする。				
	—— 年	三1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。				
			及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム及びその化合物、鉄、銅、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。				
		₹3回	ジェオスミン(3回/1年)、 2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検 査とする。				
	その)他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)。	とする。				

浄7	水場系	系統名	楽田浄水場					
	原種另		深井戸水(3井)					
浄フ	火処理	里方法	バッキ処理、塩素消毒					
給ス	給水人口		約6, 100人					
1			1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含み、バッキ処理により除去しており、除去効果の確認と、原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスポリジウム対策として、 指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。					
採箇	丽丨	毎日 検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域の箇所として確認を行う				
		基準 項目 検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
			水質基準に関する省令に定め					
]		数	項目	検査回数の設定理由				
検査回	月	1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年	4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年	4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原 則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査す る。				
	年	2回	トリクロロエチレン	バッキ処理を行っているため浄水からは検 出されていないが、浄水中の濃度と原水水質 中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上 げ、年2回の検査とする。				
	年	1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。				
	3年(こ1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。				
	年	3回	ジェオスミン(3回/1年)、 2-メチルイソボルネオール(3回/1年)、	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。				
	その	他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)	とする。				

浄	水場系統名	楽田東部浄水場					
	原種別	深井戸水(1井)					
_		苛性ソーダ注入(PH調整)、塩素消毒					
	水人口	約420人					
水質	質管理上の	1 原水のpHが低いため、苛性ソーダの泊	三人に留意する必要があること。				
留調	意事項						
	水 毎日 検査	大山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域の箇所として確認を行う				
	基準項目検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
	10,1	水質基準に関する省令に定め	る項目の検査回数				
	回 数	項目	検査回数の設定理由				
検査回	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原 則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査す る。				
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。				
		カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は、令和4年度に検査を行っているため、次回は令和7年度に検査予定である。なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。				
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、 2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。				
	その他						

水》	凡物乐机 原種別	名大山配水場						
	小工里 刀丁	受知県用水供給事業からの浄水						
(尹ノ	と 知 田 七							
浄水処理方法 給水人口								
		約26, 400人						
	質管理上							
留意	意事項							
採箇	/ш.		南側最末端地域の箇所として確認を行う					
	基項	大川巾育塚新町50 	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。					
		水質基準に関する省令に気	きめる項目の検査回数					
	回数		検査回数の設定理由					
検査回	月1回	2 1 1 1	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。					
数低減不可	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。					
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。					
	3年に1	回 カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。前回は、令和4年度に検査を行っているため、次回は令和7年度に検査予定である。					
	年3回							
	その他	ジェオスミン、2ーメチルイソボルネオー	 ルは省略する。					

海7	小悟 玄約	を夕	四季の丘配水池					
	水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水					
浄水処理方法								
		_						
総水人口 水質管理上の			約4,900人					
1	•	ピク						
留意	意事項							
- بادر:								
採箇	/ш.	日 大山市大字塔野地字田口洞21-10 查 犬山市第一加圧所		西側最末端地域の箇所として確認を行う				
			5 VI 1115/JV 7417—771					
	項	準目査	犬山市大字塔野地字田口洞21-10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い 地域であり、濃度が上昇する項目について、 真の値として評価できる地点のため。				
	-	-	水質基準に関する省令に定め	る項目の検査回数				
	回数		項目	検査回数の設定理由				
検査回	月1回	·	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、 PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以 上、検査することが義務付けられていること。				
数低減不可	年4回		シアン化物イオン及び塩化シアン、 塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、 クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、 ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。 なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。				
	年1回	口	フッ素及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。				
	年1回		カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、次回は令和6年度に検査予定である。				
	年3回							
	7. 11 lds		ジェオスミン、2ーメチルイソボルネオール	 				
	その他							

令和6年度 犬山市水道事業水質検査業務委託 実施工程表

水質検査実施水系施設

①白山浄水場 ②城東浄水場 ③今井配水池 ④前原配水池 ⑤緑ヶ丘配水池 ⑥羽黒浄水場 ⑦楽田浄水場 ⑧楽田東部浄水場 ⑨犬山配水場 ⑩四季の丘

	T					実施月.	ごとの数量							系統	充ごとの	数量(01	は実施す	るが全	項目に含	含まれて	実質0人	となるもの))		
項目	4月	5月	6月	7月	8月		10月		12月	1月	2月	3月	合計	(1)		3						9		合計	採水箇所
給水栓水全項目(51項目)	1,77	3	07,1	,,,	671	071	1071	,,	1271	.,,	-/1	671	3		•	•	Α	•	1	1	•		1	3	(6)(7)(f)
給水栓水(49項目)ジェオスミン、2MIB除く全項目	a l	1											1				1		-				-	1	4
毎月検査一般項目(9項目)	10	7	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	117	12	12	12	11	12	11	11	12	12	12	117	毎月検査項目及び消毒副生成物、省略・軽減不可の全地点共通項目
消毒副生成物12項目		7			10			10			10		37	4	4	4	3	4	3	3	4	4	4	37	5月の④⑥⑦は全項目に含む
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		2			1			1			1		5		4				0	0	1			5	②で年4回、⑥⑦⑧で年1回、但し5月の⑥⑦は全項目に含む
フッ素及びその化合物		4											4	1				1				1	1	4	①5.9.00で年1回
・リクロロエチレン					2						2		4						2	2				4	⑥⑦で年2回(自主追加項目)
アルミニウム及びその化合物		0											0				0							0	④で年1回、但し5月の④は全項目に含む
ルシウム・マグネシウム等		2											2		1				0	0	1			2	②⑥⑦⑧で年1回、但し5月の⑥⑦は全項目に含む
蒸発残留物		4			3			3			3		13		1		0	1	3	3	4	1		13	⑥⑦⑧で年4回、②④⑤⑨で年1回、但し5月の④⑥⑦は全項目に含む
ジェオスミン				5	5	5							15	3	3				3	3	3			15	(1000000000000000000000000000000000000
2-メチルイソボルネオール				5	5	5							15	3	3				3	3	3			15	①②⑥⑦⑧で7~9月の間
アンチモン	1			1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
ウラン				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
ニッケル				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①~⑩の水系の給水栓水
1,2ージクロロエタン・1,1ージクロロエチレン・ トルエン・1,1,1ートリクロロエタン・ メチルーtープチルエーテル				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
フタル酸ジ(2ーエチルヘキシル)				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
ジクロロアセトニトリル・抱水クロラール				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①~⑩の水系の給水栓水
豊薬類(115項目)				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
マンガン				5									5	1	1				1	1	1			5	①②⑥⑦⑧の水系の給水栓水
遊離炭酸				3									3		1				1		1			3	②⑥子⑧の水系の給水栓水
有機物質				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①~⑩の水系の給水栓水
臭気強度				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
ランゲリア指数				1									1		1									1	②の水系の給水栓水(3年に1回)
従属栄養細菌				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①~⑩の水系の給水栓水
PFOS及びPFOA				1	5								6	1	1				1	1	1	1		6	①②⑥⑦⑧⑨の水系の給水栓水(1年に1回)
京水(39項目)					11								11	1	3				3	3	1			11	①の原水、②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
アンモニア態窒素					11								11	1	3				3	3	1			11	①の原水、②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
曼食性遊離炭酸					10								10		3				3	3	1			10	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
兼気性芽胞菌		10			11			10			10		41	1	12				12	12	4			41	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌		10						10			10		30		9				9	9	3			30	②の1~3号井戸原水、⑥の2~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回
大腸菌(MPN)					1								1	1										1	⑥の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌群		10			11			10			10		41	1	12				12	12	4			41	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
クリプトスポリジウム					1								1	1										1	①の原水
ジアルジア					1								1	1										1	①の原水
トリクロロエチレン											6		6						3	3				6	⑥の1~3号井戸原水、⑦の1~3号井戸原水
採水予定日																									

水系施設:①白山浄水場

基準項目

	A + 4 D	基 準 値	基準値の10	%から50%を超	2過した項目	W+E+	検査	実施予定	生度 (公本医疗证明上,其上让力;上
番号	検 査 項 目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			0	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基4	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年			0	・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基5	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
基6	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	4回/1年(基本頻度)とする。
	ヒ素及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
	六価クロム化合物	0. 02				1回/3年			0	・フッ素及びその化合物は、過去3年間に
	亜硝酸態窒素	0. 04				1回/3年			0	基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年
I	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01				4回/1年	0	0	0	とする。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年			0	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
	フッ素及びその化合物	0.8	0			1回/1年	0	0	0	
	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			0	
_	四塩化炭素	0. 002				1回/3年			0	
_	1, 4ージオキサン	0. 05				1回/3年			0	
基16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及び トランスー 1, 2-ジクロロエチレン	0. 04				1回/3年			0	
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年			0	
	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年			Ö	
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年			ŏ	
基20	ベンゼン	0. 01				1回/3年			Ö	
	塩素酸	0. 6	0			4回/1年	0	0	Ŏ	
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	Ō	Ō	Ō	
	クロロホルム	0. 06		0		4回/1年	Ö	Ō	Ō	
基24	ジクロロ酢酸	0. 03	0			4回/1年	Ö	Ö	Ö	
基25	ジブロモクロロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0	
基26	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0	
基27	総トリハロメタン	0. 1		0		4回/1年	0	0	0	
基28	トリクロロ酢酸	0. 03		0		4回/1年	0	0	0	
	ブロモジクロロメタン	0. 03	0			4回/1年	0	0	0	
	ブロモホルム	0. 09				4回/1年	0	0	0	
_	ホルムアルデヒド	0. 08				4回/1年	0	0	0	
	亜鉛及びその化合物	1. 0				1回/3年			0	
_	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/3年			0	
	鉄及びその化合物	0. 3				1回/3年			0	
	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			0	
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			0	
	マンガン及びその化合物	0. 05				1回/3年			0	
_	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年			00	
	蒸発残留物 ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	500				1回/3年			0	
	陰イオン界面活性剤 ジェオスミン	0. 2 0. 00001	0			1回/3年 3回/1年	0	0	0	
_	フェイスミン 2 - メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	00	00	0	
	まイオン界面活性剤	0.0001				1回/3年			0	
_	フェノール類	0.005				1回/3年			0	
	クェケール規 有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0		0		12回/1年	0	0	0	
	pH値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	ŏ	
基48	- "	異常でない				12回/1年	0	0	Ö	
基49		異常でない				12回/1年	0	0	Ö	
基50		5度	0			12回/1年	Ö	Ö	Ö	
基51		2度				12回/1年	Ö	Ö	Ö	

|<u>基51|^{濁度}|</u> 管理目標設定項目

	至口标 改 足填口	目標値	目標値の10	%から50%を起	過した項目	수 * 전 다	検査	実施予定	年度	松本吃吃 ,
番号	検 査 項 目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
日4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				・原水が河川水なので番号の目5の1,2-ジクロロエタン
	削除					0				から目8と目21は省略する。
目7	削除					0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
	トルエン	0. 4				0				1回/年実施する。
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				0				目3: ニッケル
	亜塩素酸	0. 6				0				目13:ジクロロアセトニトリル
目11						0				目14:抱水クロラ―ル
目12	二酸化塩素	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目28:従属栄養細菌
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・目15の農薬類及び目1、目2、目9、目20、目31は県の
目15	農薬類 *	1.0				0				原水のデータを利用出来るようにする。
目16	残留塩素	1.0				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				の検査結果を代用する
目18	マンガン	0. 01				1回/1年	0	0	0	
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
目21	メチルーt-ブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
目22	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	Η α	7. 5				0				
目27	ランゲリア指数 (腐食性)	-1 ~ 0				0				
	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PF0S及びPF0A	0. 00005				1回/1年	0	0	0	

水系施設:②城東浄水場

基準項目

	F-74, D	基 準 値	基準値の10	%から50%を起	過した項目	~ * # # # #	検査	実施予定	年度	松木版中に明まりせよれまった
番号	検査項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			0	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年			0	・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0. 01 0. 01				1回/3年 1回/1年			0	・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
	鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物	0.01				1回/1年			0	▲ 4回/1年(基本頻度)とする。 - カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
	た	0.01				1回/3年			0	・ガロ臭物員については、夏季の7.8.9月に美脆する。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、過去3年間に
	ス価グロム化合物 亜硝酸熊窒素	0.02				1回/3年			0	- 情酸態業系及び無情酸態業系は、過去3年間に 基準値の20%を超えて検出されているため、
	単明政忠至系 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04				4回/1年	0	0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	基準値の20mを超えて検出されているため、 4回/1年(基本頻度)とする。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		0		4回/1年	Ö	ŏ	ŏ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_	フッ素及びその化合物	0.8				1回/1年		\vdash	ŏ	検出されているため、1回/1年とする。
_	ホウ素及びその化合物	1. 0				1回/3年			ŏ	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
	四塩化炭素	0.002				1回/3年			ŏ	ATTENDED ON ALICE OF CIRC ID/O/C/O/
_	1. 4 - ジオキサン	0.05				1回/3年			ŏ	
基16	シスー1, 2ージクロロエチレン及び トランスー 1, 2ージクロロエチレン	0. 04				1回/3年			0	
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年			0	
	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年			0	
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年			0	
	ベンゼン	0. 01				1回/3年			0	
_	塩素酸	0. 6	0			4回/1年	0	0	0	
	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
	クロロホルム	0.06				4回/1年	0	0	0	
	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	0	0	0	
	臭素酸	0.01				4回/1年	O O	0	0	
	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	0	0	0	
	トリクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
_	ブロモジクロロメタン ブロモホルム	0. 03 0. 09				4回/1年 4回/1年	0	0	0	
_	ホルムアルデヒド	0.09				4回/1年	0	0	0	
_	エー・エー・ 一番	1.0				1回/3年	0		0	
	単町及びその化占物	0. 2				1回/3年			ŏ	
_	鉄及びその化合物	0. 2				1回/3年			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	銅及びその化合物	1. 0				1回/3年			ŏ	
_	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			ŏ	
_	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			ŏ	
	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	ŏ	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	0			1回/1年	Ö	ŏ	ŏ	
	蒸発残留物	500	ŏ			1回/1年	ŏ	ŏ	ŏ	
	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年			ŏ	
	ジェオスミン	0. 00001				3回/1年	0	0	ŏ	
基43	2-メチルイソボルネオール	0. 00001				3回/1年	Ō	0	Ō	
基44	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年			0	
基45	フェノール類	0. 005				1回/3年			0	
基46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0				12回/1年	0	0	0	
基47	pH值	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	0	
基48		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基49		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基50		5度				12回/1年	0	0	0	
基51	濁度	2度				12回/1年	0	0	0	

番号	検 査 項 目	目標値	目標値の10	から50%を超	3過した項目	検査頻度	検査	実施予定	生度	検査頻度に関する基本的考え方
田石	快直填口	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	快重頻及	R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0. 02				1回/3年	0			
目2	ウラン	0. 002P				1回/3年	0			管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年	0			・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
	削除					0				は1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0. 4				1回/3年	0			目13: ジクロロアセトニトリル
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				1回/3年	0			目14:抱水クロラ—ル
	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7~目9、目20、
目13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目23、目27、目29、目31は3年間
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	に1回実施する。
目15	農薬類 *	1.0				1回/3年	0			(羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年
目16	残留塩素	1.0				0				の頻度で実施する。)
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の
目18	マンガン	0. 01				1回/1年	0	0	0	検査結果を代用する。
目19	遊離炭酸	20			0	1回/1年	0	0	0	
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				1回/3年	0			
目21	メチルーt-ブチルエーテル(MTBE)	0. 02				1回/3年	0			
目22	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年	0			
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数(腐食性)	-1 ~ 0			0	1回/3年	0			
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				1回/1年	0			
目30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PFOS及びPFOA	0.00005				1回/1年	0	0	0	

水系施設:③今井配水池

基準項目

	F 次口	基 準 値	基準値の10	%から50%を超	過した項目	14 17 -	検査	実施予定	年度	W+65-0-1-3+12
番号	検査項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			0	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年			0	・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	4回/1年(基本頻度)とする。
	ヒ素及びその化合物	0. 01				1回/3年			0	・カビ臭物質については、省略する。
	六価クロム化合物	0. 02				1回/3年			0	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
	亜硝酸態窒素 シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 04 0. 01				1回/3年 4回/1年	0	0	0	
	ひァンに物イオン及び塩化シアン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	U		0	
	明	0.8				1回/3年			ŏ	
	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			ŏ	
	四塩化炭素	0.002				1回/3年			ŏ	
	1、4ージオキサン	0.002				1回/3年			ŏ	
	シスー1, 2-ジクロロエチレン及び トランス- 1, 2-ジクロロエチレン	0. 04				1回/3年			0	
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年			0	
	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年			0	
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年			0	
	ベンゼン	0. 01				1回/3年			0	
	塩素酸	0.6	0			4回/1年	0	0	0	
	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
	クロロホルム	0.06		0		4回/1年	0	0	0	
	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
_	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	0	0	0	
	臭素酸	0. 01		_		4回/1年	0	0	0	
	総トリハロメタン	0.1		0		4回/1年	0	0	0	
	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン	0. 03 0. 03	0	0		4回/1年 4回/1年	0	0	0	
_	プロモングロロメダン ブロモホルム	0.03	0			4回/1年	0	0	0	
	ホルムアルデヒド	0.09				4回/1年	0	0	0	
	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	U		0	
	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/3年			ŏ	
	鉄及びその化合物	0. 2				1回/3年		-	0	1
	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			\ \(\)	
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			ŏ	
	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			ŏ	
	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	ŏ	
_	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年		⊢ Ŭ	ŏ	
	蒸発残留物	500				1回/3年			ŏ	
	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年			ŏ	
	ジェオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
_	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年			0	1
基45	フェノール類	0. 005				1回/3年			0	
基46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0		0		12回/1年	0	0	0	
基47	pH値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	0	
基48	味	異常でない				12回/1年	0	0	0	
基48		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基49		5度	0			12回/1年	0	0	0	
基50	濁度	2度				12回/1年	0	0	0	

番号	検査項目	目標値	目標値の10	から50%を起	過した項目	検査頻度	検査	実施予定	年度	検査頻度に関する基本的考え方
田力	(大 且 次 口	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	快且頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快且頻度に関する基本的考え力
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
	1, 2-ジクロロエタン	0. 004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				1回/年実施する。
	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0. 4				0				目13: ジクロロアセトニトリル
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				0				目14: 抱水クロラ―ル
	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5~目9、目19~
	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・基準項目と重複する項目については、基準項目
	農薬類 *	1. 0				0				の検査結果を代用する。
	残留塩素	1. 0				0				
	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
	マンガン	0. 01				0				
	遊離炭酸	20				0				
	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
	メチルー t ーブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
	臭気強度(TON)	3TON				0				
	蒸発残留物	30-200				0				
目25		1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数 (腐食性)	-1 ~ 0				0				
	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				
	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PF0S及びPF0A	0.00005				0				

水系施設:④前原配水池

基準項目

	F 久口	基 準 値	基準値の109	%から50%を超	過した項目	14 17	検査実施予定年度		年度	
番号	検査項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	0			・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年	0			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	0			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
	鉛及びその化合物 トキアズミの化合物	0. 01				1回/3年	0			4回/1年(基本頻度)とする。
	ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	0. 01 0. 02				1回/3年 1回/3年	0			・は、過去3年間に 基準値の20%を超えて検出されているため、
	一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一	0.02				1回/3年	0			基準値の20mを超えて検出されているため、 4回/1年(基本頻度)とする。
	単明政忠至系 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04				4回/1年	0	0	0	- *ロバキ (本本頻及) とする。 - ・カビ臭物質については、省略する。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	ŏ	\vdash	\vdash	・アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物は、
	フッ素及びその化合物	0.8				1回/1年	ŏ			過去3年間に基準値の10%を超えて
_	ホウ素及びその化合物	1. 0				1回/3年	Õ			検出されているため、1回/1年とする。
	四塩化炭素	0.002				1回/3年	Ö			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
_	1, 4-ジオキサン	0. 05				1回/3年	ŏ			
型10	シスー1, 2-ジクロロエチレン及び トランスー 1, 2-ジクロロエチレン	0. 04				1回/3年	0	l	1	
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年	0			
	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0			
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0			
	ベンゼン	0. 01				1回/3年	0			
_	塩素酸	0.6	0			4回/1年	0	0	0	
	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
	クロロホルム	0.06		0		4回/1年	0	0	0	
	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	O O	0	
	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	0	ļ o	Ö	
	臭素酸	0.01				4回/1年	0	0	<u> </u>	
	総トリハロメタン トリクロロ酢酸	0. 1 0. 03		00		4回/1年 4回/1年	0	0	0	
	ブロモジクロロメタン	0.03	0	0		4回/1年	0	0	0	
_	ブロモホルム	0.03				4回/1年	0	Ö	ŏ	
_	ホルムアルデヒド	0.09				4回/1年	0	ŏ	 	
	亜鉛及びその化合物	1. 0				1回/3年	ŏ	\vdash	\vdash	
	アルミニウム及びその化合物	0. 2	0			4回/1年	ŏ	0	0	
	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	õ	l Ŭ	l	
	銅及びその化合物	1. 0				1回/3年	ŏ			
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	ŏ			
	マンガン及びその化合物	0. 05				1回/3年	Ö			
	塩化物イオン	200				12回/1年	Ö	0	0	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年	0			
	蒸発残留物	500	0			1回/1年	0	0	0	
基41	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年	0			
	ジェオスミン	0.00001				0				
_	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年	0			
	フェノール類	0. 005				1回/3年	0			
	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3.0		0		12回/1年	0	0		
	p H値	5.8-8.6				12回/1年	0	0	<u> </u>	
基48		異常でない				12回/1年	0	0		
基49 基50		異常でない	0			12回/1年 12回/1年	0	0	0	
基50 基51		5度 2度				12回/1年	0	8	0	
本り	/国/文	4戌	l			14四/1年)	$_{\perp}$	$_{\perp}$	l

番号	┃ 検 査 項 目	目標値	目標値の10	%から50%を超	図過した項目	検査頻度	検査	実施予定	年度	 検査頻度に関する基本的考え方
田つ	快量項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	1大旦 須及	R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0.4				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				目14:抱水クロラ—ル
∄10	亜塩素酸	0.6				0				目22:有機物質(KMn04)
11	削除					0				目28:従属栄養細菌
∄12	二酸化塩素	0.6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5~目9、目19~
∄13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・基準項目と重複する項目については、基準項目
∄15	農薬類 *	1.0				0				の検査結果を代用する。
∃16	残留塩素	1.0				0				
17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
∄18	マンガン	0. 01				0				
19	遊離炭酸	20				0				
∄20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
∄21	メチルー t ーブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
∄22	有機物質(KMn04)	3			0	1回/1年	0	0	0	
∄23	臭気強度(TON)	3TON				0				
∃24	蒸発残留物	30-200				0				
∄25	濁度	1				0]
∃26	рН	7. 5				0				1
∄27	ランゲリア指数(腐食性)	-1 ~ 0				0				1
∄28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	1
∄29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				1
30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				1
∄31	PF0S及びPF0A	0.00005				0				1

水系施設:⑤緑ヶ丘配水池

基準項目

	W +	基 準 値	基準値の109	から50%を超	過した項目	14 + 17 -	検査:	実施予定	生度	A * K * C * B * C * C * C * C * C * C * C * C
番号	検査項目	(mg/l)		20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0. 003				1回/3年		0		・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年		0		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
_	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		4回/1年(基本頻度)とする。
_	ヒ素及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		・カビ臭物質については、省略する。
	六価クロム化合物	0. 02				1回/3年		0		・7ッ素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に
	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		0		基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	0	0	0	とする。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 0, 8	0			1回/3年 1回/1年	_	0		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
	フッ素及びその化合物 ホウ素及びその化合物	1.0	0			1回/1年	0	00	0	
	四塩化炭素	0.002				1回/3年		00		
_	四塩化灰素 1,4-ジオキサン	0.002				1回/3年		00		
基16	シスー1,2ージクロロエチレン及び トランスー 1,2ージクロロエチレン	0. 04				1回/3年		0		
	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年		0		
_	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年		ŏ		
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年		Ŏ		
	ベンゼン	0. 01				1回/3年		Ŏ		
	塩素酸	0. 6	0			4回/1年	0	Ö	0	
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	Ö	Ö	Ö	
基23	クロロホルム	0.06		0		4回/1年	0	0	0	
基24	ジクロロ酢酸	0. 03	0			4回/1年	0	0	0	
基25	ジブロモクロロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0	
基26	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0	
基27	総トリハロメタン	0. 1		0		4回/1年	0	0	0	
	トリクロロ酢酸	0. 03		0		4回/1年	0	0	0	
_	ブロモジクロロメタン	0. 03	0			4回/1年	0	0	0	
_	ブロモホルム	0. 09				4回/1年	0	0	0	
_	ホルムアルデヒド	0. 08				4回/1年	0	0	0	
	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		0		
_	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/3年		0		
	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		0		
_	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		0		
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		0		
	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		0		
_	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0	
_	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年		0		
	蒸発残留物 陰イオン界面活性剤	500 0. 2	0			1回/1年 1回/3年	0	00	0	
	陰イオン界面活性剤 ジェオスミン	0. 2				1回/3年 0		0		
	ンェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
_	2 - メテルイ フホルネオール 非イオン界面活性剤	0.0001				1回/3年		0		
	チャップ か回 古任 用 フェノール類	0.005				1回/3年		00		
	クェノール類 有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3.0		0		12回/1年	0	00	0	
	有機物(主有機灰系(106) の量) p H値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	00	Ö	
基48		異常でない				12回/1年	0	00	ŏ	
基49		異常でない				12回/1年	ŏ	0	ŏ	
基50		5度	0			12回/1年	ŏ	0	ŏ	
基51		2度				12回/1年	ŏ	0	Ö	

番号	検査項目	目標値	目標値の105	から50%を起	過した項目	検査頻度	検査実施予定年度		年度	検査頻度に関する基本的考え方
田石	快直填日	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	快重頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快重頻及に関する基本的考え力
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				1回/年実施する。
目7	1、1、2ートリクロロエタン	0.006				0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0.4				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				0				目14:抱水クロラ—ル
目10	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5~目9、目19~
目13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・基準項目と重複する項目については、基準項目
目15	農薬類 *	1.0				0				の検査結果を代用する。
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0. 01				0				
	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
目21	メチルー t ーブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
	有機物質(KMn04)	3			0	1回/1年	0	0	0	
	臭気強度(TON)	3TON				0				
	蒸発残留物	30-200				0				
目25		1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数 (腐食性)	-1 ~ 0				0				
	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				
	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PF0S及びPF0A	0.00005				0				

水系施設:⑥羽黒浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値	基準値の10	%から50%を起	図過した項目	検査頻度	検査	実施予定	年度	検査頻度に関する基本的考え方
留写	快宜垻日	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	快宜頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快宜頻及に関する基本的考え力
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
_	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0. 003				1回/3年	0			・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年	0			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年	0			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年	0			4回/1年(基本頻度)とする。
	ヒ素及びその化合物	0. 01				1回/3年	0			・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
_	六価クロム化合物	0. 02				1回/3年	0			・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて
基9	亜硝酸態窒素	0. 04				1回/3年	0			検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01				4回/1年	0	0	0	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0			4回/1年	0	0	0	カルシウム・マグネシウム等(硬度)は、過去3年間に
	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年	0			基準値の10%を超えて検出されているため、
基13	ホウ素及びその化合物	1. 0				1回/3年	0			1回/1年とする。
	四塩化炭素	0. 002				1回/3年	0			・トリクロロエチレンは、原水において検出されているため、
_	1, 4-ジオキサン	0. 05				1回/3年	0			安全確認のため2回/1年とする。
基16	シスー1, 2ージクロロエチレン及び トランスー 1, 2ージクロロエチレン	0. 04				1回/3年	0			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年	0			
基18	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0			
基19	トリクロロエチレン	0. 01				2回/1年	0	0	0	
基20	ベンゼン	0. 01				1回/3年	0			
基21	塩素酸	0.6				4回/1年	0	0	0	
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	0	0	0	
基24	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
基25	ジブロモクロロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0	
基26	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0	
基27	総トリハロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0	
基28	トリクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
基29	ブロモジクロロメタン	0. 03				4回/1年	0	0	Ö	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	0	0	0	
基31	ホルムアルデヒド	0. 08				4回/1年	0	0	0	
基32	亜鉛及びその化合物	1. 0				1回/3年	0			
基33	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/1年	0			
基34	鉄及びその化合物	0. 3				1回/3年	0			
基35	銅及びその化合物	1. 0				1回/3年	0			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/1年	0			
基37	マンガン及びその化合物	0. 05				1回/3年	0			İ
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0	İ
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	0			1回/1年	0	0	0	1
基40	蒸発残留物	500		0		4回/1年	O	Ö	Ö	1
基41	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年	0			ĺ
基42	ジェオスミン	0.00001				3回/1年	0	0	0	ĺ
基43	2-メチルイソボルネオール	0. 00001				3回/1年	0	0	0	İ
基44	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年	0			İ
基45	フェノール類	0. 005				1回/3年	0			İ
基46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0				12回/1年	0	0	0	İ
基47	pH値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	0	İ
基48	味	異常でない				12回/1年	0	0	0	İ
基49	臭気	異常でない				12回/1年	0	0	0	ĺ
基50	色度	5度	0			12回/1年	0	0	0	ĺ
基51	濁度	2度				12回/1年	0	0	0	<u> </u>

番号	検 査 項 目	目標値	目標値の109	から50%を超	過した項目	検査頻度	検査	検査実施予定年度		検査頻度に関する基本的考え方
田石	快直填口	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	快重頻及	R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0. 02				1回/3年		0		
目2	ウラン	0. 002P				1回/3年		0		管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年		0		・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				は1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0. 4				1回/3年		0		目13: ジクロロアセトニトリル
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				1回/3年		0		目14:抱水クロラ―ル
	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7~目9、目20、
	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目23、目27、目29、目31は3年間
	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	に1回実施する。
	農薬類 *	1. 0				1回/3年		0		(羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年
	残留塩素	1. 0				0				の頻度で実施する。)
	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の
	マンガン	0. 01				1回/1年	0	0	0	検査結果を代用する。
	遊離炭酸	20			0	1回/1年	0	0	0	
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				1回/3年		0		
目21	メチルー t ーブチルエーテル(MTBE)	0. 02				1回/3年		0		
目22	有機物質(KMnO4)	3		0		1回/1年	0	0	0	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年		0		
	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数 (腐食性)	-1 ~ 0				1回/3年		0		
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				1回/1年		0		
目30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PFOS及びPFOA	0.00005				1回/1年	0	0	0	

水系施設:⑦楽田浄水場

基準項目

	F.Q.D	基 準 値	基準値の10	%から50%を起	過した項目	수차셔츠	検査	查実施予定年度		
番号	検査項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	0			・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年	0			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	0			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年	0			4回/1年(基本頻度)とする。
	ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	0. 01 0. 02				1回/3年 1回/3年	0			・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
	元価グロム化合物 亜硝酸態窒素	0.02				1回/3年	0			・硝酸態窒素及び亜硝酸体窒素、 カルシウム・マケ・ネシウム等(硬度)は、過去3年間に基準値の
	型明版態至系 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04				4回/1年	0	0	0	10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0			1回/1年	ŏ	Ö	ŏ	・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて
	リッ素及びその化合物	0.8	\vdash			1回/3年	ŏ			検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
_	ホウ素及びその化合物	1. 0				1回/3年	Ö			・川クロロエチレンは、原水において検出されており、
	四塩化炭素	0.002				1回/3年	ŏ			エアレーションによる低減化処置を行っているため、
_	1, 4-ジオキサン	0.002				1回/3年	ŏ			安全確認のため2回/1年とする。
	シスー1, 2-ジクロロエチレン及び トランス- 1, 2-ジクロロエチレン	0. 04				1回/3年	0			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
_	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年	0			
	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0			
	トリクロロエチレン	0. 01				2回/1年	0	0	0	
	ベンゼン	0. 01				1回/3年	0			
_	塩素酸	0. 6	0			4回/1年	0	0	0	
	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
	クロロホルム	0.06				4回/1年	0	0	0	
	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
	ジブロモクロロメタン 臭素酸	0. 1 0. 01				4回/1年 4回/1年	0	0	0	
	米ドリハロメタン	0.01				4回/1年	0	0	0	
	トリクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	ŏ	0	
	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	0	ŏ	0	
_	ブロモホルム	0.00				4回/1年	ŏ	ŏ	ŏ	
_	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	ŏ	ŏ	ŏ	
	亜鉛及びその化合物	1. 0				1回/3年	ŏ			
	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/1年	ŏ			
	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	ŏ		l	
基35	銅及びその化合物	1. 0				1回/3年	Ö			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	Ö			
基37	マンガン及びその化合物	0. 05				1回/3年	0			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	0			1回/1年	0	0	0	
	蒸発残留物	500		0		4回/1年	0	0	0	
	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年	0			
_	ジェオスミン	0. 00001				3回/1年	0	0	0	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	0	0	0	
	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年	0			
_	フェノール類	0. 005				1回/3年	0			
_	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3.0				12回/1年	0	0	0	
	p H値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	Ŏ	
基48		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基49		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基50		5度				12回/1年	0	0	0	
基51	海 度	2度				12回/1年	0	0	0	

番号	検査項目	目標値	目標値の109	から50%を起	図過した項目	検査頻度	検査	検査実施予定年度		検査頻度に関する基本的考え方
笛写	快宜垻日	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	快宜頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快宜娯及に関りる基本的方ん刀
目1	アンチモン	0. 02				1回/3年			0	
目2	ウラン	0. 002P				1回/3年			0	管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年			0	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
	削除					0				は1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0. 4				1回/3年			0	目13:ジクロロアセトニトリル
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				1回/3年			0	目14:抱水クロラ—ル
	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
	削除					0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7~目9、目20、
目13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目23、目27、目29、目31は3年間
	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	に1回実施する。
	農薬類 *	1. 0				1回/3年			0	(羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年
	残留塩素	1. 0				0				の頻度で実施する。)
	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の
	マンガン	0. 01				1回/1年	0	0	0	検査結果を代用する。
	遊離炭酸	20				1回/3年			0	
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				1回/3年			0	
目21	メチルーt-ブチルエーテル(MTBE)	0. 02				1回/3年			0	
目22	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年			0	
	蒸発残留物	30-200				0				
	濁度	1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数(腐食性)	-1 ~ 0				1回/3年			0	
	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				1回/1年			0	
	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PF0S及びPF0A	0.00005				1回/1年	0	0	0	

水系施設:⑧楽田東部浄水場

基準項目

	F.快口 	基 準 値	基準値の10	%から50%を超	過した項目	14 17 -	検査	食產実施予定年度			
番号	検査項目	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方	
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0		
	大陽菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度	
	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		0		・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。	
	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		0		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。	
_	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		0		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、	
_	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		4回/1年(基本頻度)とする。	
_	ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	0. 01 0. 02				1回/3年 1回/3年		0		- カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 - 蒸発残留物は、過去3年間に	
	元価グロム化合物 亜硝酸態窒素	0.02				1回/3年		0		・烝完残留物は、週去3年间に 基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年	
	型明版態至素 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04				4回/1年	0	0	0	基準値の20mを超えて検出されているため、4回/1年 (基本頻度) とする。	
	び かった 初れ れ の な は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は は	10	0			1回/1年	C	0	0	- 「一番年別及)こする。 - 硝酸熊窒素及び亜硝酸体窒素、カルシウム・マグネシウム等	
	リッ素及びその化合物	0.8				1回/3年		Ö		(硬度)は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出	
_	ホウ素及びその化合物	1. 0				1回/3年		ŏ		されているため、1回/1年とする。	
	四塩化炭素	0.002				1回/3年		ŏ		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。	
_	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年		ŏ			
								_			
基16	シスー1,2-ジクロロエチレン及び トランスー 1,2-ジクロロエチレン	0. 04				1回/3年		0			
	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年		0			
_	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		ŏ			
	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年		Ö			
基20	ベンゼン	0. 01				1回/3年		Ö			
基21	塩素酸	0.6	0			4回/1年	0	0	0		
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0		
基23	クロロホルム	0.06	0			4回/1年	0	0	0		
基24	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0		
基25	ジブロモクロロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0		
基26	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0		
基27	総トリハロメタン	0. 1	0			4回/1年	0	0	0		
	トリクロロ酢酸	0. 03		0		4回/1年	0	0	0		
_	ブロモジクロロメタン	0. 03				4回/1年	0	0	0		
_	ブロモホルム	0. 09				4回/1年	0	0	0		
_	ホルムアルデヒド	0. 08				4回/1年	0	0	0		
	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		0			
_	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/3年		0			
	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		0			
_	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		0			
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		0			
	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		0			
_	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0		
_	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	0			1回/1年	0	0	0		
	蒸発残留物	500		0		4回/1年	0	0	0		
	陰イオン界面活性剤	0. 2 0. 00001				1回/3年		0			
	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年 3回/1年	0	0	0		
	2-メデルイグホルネオール 非イオン界面活性剤	0.00001				1回/3年		0			
	フェノール類	0.005				1回/3年		0			
	クェノール _類 有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3.0	0			12回/1年	0	0	0		
	有機物(主有機灰系(100) の量) p H値	5. 8-8. 6	\vdash			12回/1年	0	0	Ö		
基48		異常でない				12回/1年	0	ŏ	ŏ		
基49		異常でない				12回/1年	0	Ö	ŏ		
基50		5度		0		12回/1年	Ö	ŏ	ŏ		
基51		2度	0			12回/1年	ŏ	ŏ	ŏ		
		-12	$\overline{}$					$\overline{}$			

番号	検 査 項 目	目 標 値	目標値の10	%から50%を封	図過した項目	検査頻度	検査	実施予定	年度	検査頻度に関する基本的考え方
田力	(K) 且 項 日	(mg/l)	10%超過	20%超過	50%超過	快且頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快直頻度に関する基本的考え力
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素は対象としない
	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				1回/年実施する。
目7	削除					0				目3: ニッケル
目8	トルエン	0.4				0				目13:ジクロロアセトニトリル
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				0				目14:抱水クロラ—ル
目10	亜塩素酸	0.6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11	削除					0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0.6				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目
目13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	の検査結果を代用する。
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	
目15	農薬類 *	1. 0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0. 01				1回/1年	0	0	0	
目19	遊離炭酸	20				1回/1年	0	0	0	
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチルーt-ブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
目22	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	рН	7. 5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0]
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0]
目30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0]
月31	PF0S及びPF0A	0.00005				1回/1年	0	0	0	1

水系施設: ⑨犬山配水場

基準項目

亚 口	A * # B	基 準 値	基準値の10	%から50%を起	2過した項目	소작전호	検査	検査実施予定年度		
番号	検査項目	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0	
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	0	基準項目に係る検査頻度
	カドミウム及びその化合物	0. 003				1回/3年		0		・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年		0		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基5	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
_	鉛及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		4回/1年(基本頻度)とする。
基7	ヒ素及びその化合物	0. 01				1回/3年		0		・カビ臭物質については、省略する。
_	六価クロム化合物	0. 02				1回/3年		0		・フッ素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に
基9	亜硝酸態窒素	0. 04				1回/3年		0		基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01				4回/1年	0	0	0	とする。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年		0		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0			1回/1年	0	0	0	
	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		0		
	四塩化炭素	0. 002				1回/3年		0		
基15	1, 4-ジオキサン	0. 05				1回/3年		0		
其16	シスー1, 2ージクロロエチレン及び	0. 04				1回/3年		0		
至10	トランスー 1, 2ージクロロエチレン及び トランスー 1, 2ージクロロエチレン							_		
基17	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年		0		
基18	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年		0		
基19	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年		0		
基20	ベンゼン	0. 01				1回/3年		0		
基21	塩素酸	0.6	0			4回/1年	0	0	0	
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0	
基23	クロロホルム	0.06		0		4回/1年	0	0	0	
基24	ジクロロ酢酸	0. 03				4回/1年	0	0	0	
基25	ジブロモクロロメタン	0. 1				4回/1年	0	0	0	
	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0	
基27	総トリハロメタン	0. 1		0		4回/1年	0	0	0	
基28	トリクロロ酢酸	0. 03		0		4回/1年	0	0	0	
基29	ブロモジクロロメタン	0. 03	0			4回/1年	0	0	0	
	ブロモホルム	0.09				4回/1年	0	0	0	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	0	0	0	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		0		
基33	アルミニウム及びその化合物	0. 2				1回/1年		0		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		0		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		0		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		0		
基37	マンガン及びその化合物	0. 05				1回/3年		0		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	0	0	0	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年		0		
基40	蒸発残留物	500	0			1回/1年	0	0	0	
基41	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年		0		
基42	ジェオスミン	0. 00001				0				
基43	2 - メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年		0		
基45	フェノール類	0. 005				1回/3年		0		
基46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0		0		12回/1年	0	0	0	
基47	pH値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	0	
基48		異常でない				12回/1年	0	0	0	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	0	0	0	
基50		5度				12回/1年	0	0	0	
基51	濁度	2度				12回/1年	0	0	0	

|基31||洶度 管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値	目標値の105	から50%を超	3過した項目	目 目標値 目標値の10%から50%を超過した項目 検査実施予定年度		実施予定	年度	検査頻度に関する基本的考え方
笛写	快宜垻日	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	快宜頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快宜娯及に関する基本的方ん刀
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
目6	削除					0				1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
目8	トルエン	0.4				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				目14:抱水クロラ—ル
目10	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5~目9、目19~
目13	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・基準項目と重複する項目については、基準項目
目15	農薬類 *	1.0				0				の検査結果を代用する。
	残留塩素	1. 0				0				
	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
	マンガン	0. 01				0				
	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
目21	メチルーt-ブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
	臭気強度(TON)	3TON				0				
	蒸発残留物	30-200				0				
目25		1				0				
目26		7. 5				0				
	ランゲリア指数 (腐食性)	-1 ~ 0				0				
	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				
	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PFOS及びPFOA	0.00005				1回/1年	0	0	0	

水系施設:⑩四季の丘

基準項目

		基 準 値	基準値の10	(から50%を起	過した項目	10.4-1	検査実施予定年度		· 生度		
番号	検査項目	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	検査頻度	R6年度	R7年度	R8年度	検査頻度に関する基本的考え方	
	一般細菌	100個/ml				12回/1年	0	0	0		
	大腸菌	不検出				12回/1年	0	0	_	基準項目に係る検査頻度	
	カドミウム及びその化合物	0.003				4回/1年	0	0	0	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。	
	水銀及びその化合物	0. 0005				1回/3年	0			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。	
	セレン及びその化合物	0. 01				1回/3年	0			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、	
	鉛及びその化合物 いまみがるの(!) 全体	0. 01				1回/3年	00			4回/1年(基本頻度)とする。	
	ヒ素及びその化合物	0. 01 0. 02				1回/3年 1回/3年	0			・カビ臭物質については、省略する。	
	六価クロム化合物 亜硝酸態窒素	0.02				4回/3年	00			・フッ素及びその化合物については、過去3年間に基準値の 10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。	
	型明版態至系 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04				4回/1年	00	0	0	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。	
H = = =	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	00			以上に該当しない場合については、「四/0年とする。	
	フッ素及びその化合物	0.8	0			1回/1年	00	0	0		
	ホウ素及びその化合物	1. 0	0			1回/3年	00				
	四塩化炭素	0.002				1回/3年	0				
	1. 4ージオキサン	0.05				1回/3年	Ö				
基16	シスー1,2ージクロロエチレン及び トランスー 1,2ージクロロエチレン	0. 04				1回/3年	0				
	ジクロロメタン	0. 02				1回/3年	0				
基18	テトラクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0				
基19	トリクロロエチレン	0. 01				1回/3年	0				
基20	ベンゼン	0. 01				1回/3年	0				
基21	塩素酸	0.6	0			4回/1年	0	0	0		
基22	クロロ酢酸	0. 02				4回/1年	0	0	0		
	クロロホルム	0. 06		0		4回/1年	0	0	0		
	ジクロロ酢酸	0. 03	0			4回/1年	0	0	0		
_	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	0	0	0		
	臭素酸	0. 01				4回/1年	0	0	0		
_	総トリハロメタン	0.1		0		4回/1年	0	0	0		
	トリクロロ酢酸	0. 03		0		4回/1年	0	0	0		
_	ブロモジクロロメタン	0. 03	0			4回/1年	0	0	0		
_	ブロモホルム	0.09				4回/1年	0	0	0		
H	ホルムアルデヒド	0. 08				4回/1年	0	0	0		
	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	0				
_	アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物	0. 2				1回/1年 1回/3年	0				
	耐及びその化合物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.0				1回/3年	00				
	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	00				
	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	00				
	塩化物イオン	200				12回/1年	0	Ο	0		
_	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年	0				
_	蒸発残留物	500				1回/3年	00				
	陰イオン界面活性剤	0. 2				1回/3年	0				
H	ジェオスミン	0.00001				0					
	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0					
	非イオン界面活性剤	0. 02				1回/3年	0				
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	Ö				
基46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3. 0		0		12回/1年	Ö	0	0		
基47	pH値	5. 8-8. 6				12回/1年	0	0	0		
基48	味	異常でない				12回/1年	0	0	0		
基49	臭気	異常でない				12回/1年	0	0	0		
基50		5度	0			12回/1年	0	0	0		
基51	濁度	2度				12回/1年	0	0	0		

番号	検 査 項 目	目標値	目標値の109	いら50%を起	2過した項目	検査頻度	検査	実施予定	年度	検査頻度に関する基本的考え方
田石	快直填口	(mg/I)	10%超過	20%超過	50%超過	快重頻及	R6年度	R7年度	R8年度	快重頻及に関する基本的与え力
目1	アンチモン	0. 02				0				
目2	ウラン	0. 002P				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目3	ニッケル	0. 02				1回/1年	0	0	0	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目4	削除					0				亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目5	1, 2-ジクロロエタン	0. 004				0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は
	削除					0				1回/年実施する。
目7	削除					0				目3:ニッケル
	トルエン	0. 4				0				目13:ジクロロアセトニトリル
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0. 08				0				目14:抱水クロラ―ル
	亜塩素酸	0. 6				0				目22:有機物質(KMn04)
目11						0				目28:従属栄養細菌
目12	二酸化塩素	0. 6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5~目9、目19~
	ジクロロアセトニトリル	0. 01P				1回/1年	0	0	0	目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目14	抱水クロラ―ル	0. 02P				1回/1年	0	0	0	・基準項目と重複する項目については、基準項目
目15	農薬類 *	1. 0				0				の検査結果を代用する。
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0. 01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0. 3				0				
目21	メチルー t ーブチルエーテル(MTBE)	0. 02				0				
目22	有機物質(KMn04)	3		0		1回/1年	0	0	0	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	рН	7. 5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1 ~ 0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	0	0	0	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0. 1				0				
目31	PF0S及びPF0A	0.00005				0				

	検査地点									浄水場原	<u></u> 水						検査項目・頻度に関する基本的考え方
_			河川	冰						;	地下水					1	
検 査	項目		白山浄原		į	城東浄	水場			羽黒浄水	場	è	楽田浄水:	場	楽田東部 浄水場	合計	原水の水質検査は、検査地点の特徴や状況に合わせて検査項目・頻度を設定するが基本的には次のと おりとする。
			","	.	1号井戸	2号井	戸 3-	号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸		03 7 2 9 30
基準項目	一般細菌		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	_ 検査項目
	大腸菌		1		4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	41	
	カドミウム及びその化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	┃ ・白山浄水場原水は河川水なのでレベル4として扱
	水銀及びその化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	一う。基準項目については消毒副生成物を除いた全項
	セレン及びその化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	目、管理目標設定項目としては水処理に関する項目
	鉛及びその化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	一(アンモニア態窒素)を検査する。また、クリプトス
	ヒ素及びその化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	11	- ポリジウム等による汚染に対する対策としてクリプ
	六価クロム化合物		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	トスポリジウム及びジアルジア、指標菌(大腸菌
	亜硝酸態窒素]		1	1		1	1	1 1	1 1	1	1	1	1	11	→ (MPN)、嫌気性芽胞菌)検査を行う。
	シアン化物イオン及び塩化シア	ィン	1		1	1 1	_	1	1	1 1	1 1	1	1	1	1 1	11	-
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				I	1 1		1		1 !	1		1			11	- 羽黒浄水場1号井戸を除く城東浄水場、羽黒浄水
	フッ素及びその化合物				1		_	1		1 1			1			11	場、楽田浄水場、楽田東部浄水場の原水は地下水で
	ホウ素及びその化合物				1	1	_	1	1	1 !	1 1		1		1	11	┩あり、過去にクリプトスポリジウム指標菌の検出が
	四塩化炭素 1.4-ジオキサン		1		1	1		1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	11	─無いため、全てレベル2と同等の指標菌検査を行うこ
	7	719	ı		ı				ı	<u>'</u>		<u>'</u>	'	!	l	111	→ととする。基準項目としては、消毒副生成物を除い
	シス-1, 2-ジクロロエチレン及 トランス-1, 2-ジクロロエチレ		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	た全項目、管理目標設定項目としては水処理に関す
		_	1		- 1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	┩る項目(アンモニア態窒素)及びその他の項目(侵食性
	ジクロロメタン				1	1	_	1	1	1 1	1	1	1	1	1	11	遊離炭酸)を検査する。羽黒浄水場1号井戸は、クリ
	テトラクロロエチレン				1	1	_	1	1	1	1		1	1	1	11	□プトスポリジウム指標菌の検出に伴い休止している
	トリクロロエチレン ベンゼン				1		-	1	2	2	2	2	2	2	1	17	☑が、検査は他井戸と同等に実施する。
	ヘンセン 亜鉛及びその化合物		1 1		1	1	_	1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	11	⁻ 1
	アルミニウム及びその化合物		'		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	検査頻度
	鉄及びその化合物		1		1	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1	11	
	銅及びその化合物		1 1		1	1		1	1	+ i	+ +	1	1	 	1	11	〈基準項目、管理目標設定項目〉
	ナトリウム及びその化合物		l i		1	1		1	1	i	l i	i	1	1	1	11	┨・年1回を原則とするが、過去の検査結果等から月1
	マンガン及びその化合物		i		1	1		1	1	† i	l i	i	1	i	1	11	回にまで頻度を高める。
	塩化物イオン		1		1	1		1	1	† i	1 i	i	i	l i	1	11	
	カルシウム、マグネシウム等	(硬度)	1 1		1	1		1	1	i	l i	i	i	i	1	11	〈クリプトスポリジウム等検査〉
	蒸発残留物	(12/2/	1		1	1		1	1	1	1 1	1	1	1	1	11	│原水が河川水である白山浄水場については、1回/年
	陰イオン界面活性剤		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	の頻度で検査する。
	ジェオスミン		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	→ 原水が地下水であるその他の浄水場については、全
	2-メチルイソボルネオール		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	ての井戸について、4回/年を基本頻度とする。な
	非イオン界面活性剤		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	一お、地下水原水については、指標菌検査と同時に大
	フェノール類		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	腸菌群についても検査することとする。
	有機物(全有機炭素(TOC) の量))	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	
1	pH値		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	
	臭気		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	
1	色度		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11	
	濁度		1		1	1		1	1	1	1 1	1	1	1	1	11	<u> </u>
その他の項目	アンモニア態窒素		1		1	1	\bot	1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1 1	11	
	侵食性遊離炭酸		0		1	1 1	\perp	1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	10	
1	大腸菌(MPN)		1		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1	_
	嫌気性芽胞菌		1		4	4	\perp	4	4	4	4	4	4	4	4	41	4
	大腸菌群		1		4	4	\bot	4	4	4	4	4	4	4	4	41	4
	クリプトスポリジウム		1		0	0	\bot	0	0	0	0	0	0	0	0	1 1	4
	ジアルジア		1		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	